

船舶事故調査報告書

令和6年11月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和6年3月15日 08時00分ごろ
発生場所	広島県尾道糸崎港 尾道糸崎港戸崎北防波堤西灯台から真方位306° 0.8海里付近 (概位 北緯34° 24.5′ 東経133° 14.0′)
事故の概要	旅客船兼自動車渡船百風は、航行中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和6年3月18日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	旅客船兼自動車渡船 百風、174トン 142366、広島県尾道市、備後商船株式会社（船舶借入人、A社）
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海）（履歴限定）
負傷者	なし
損傷	プロペラ翼に曲損及び船底外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 低潮時
事故の経過	<p>本船は、船長ほか2人が乗り組み、旅客3人を乗せ、広島県福山市常石港^{つわいし}に向け、尾道市尾道駅前棧橋を出航した。</p> <p>本船には、上甲板（車両甲板）、船楼甲板（客室）及び航海甲板（操舵室）があり、車両甲板の船首部及び船尾部にそれぞれランプゲートが設置されていた。</p> <p>本船は、レーダー、GPSプロッターを作動させ、尾道水道の中央付近を5～6ノットの対地速力で東北東進し、尾道市尾道大橋の下を通過した後増速して東進していたところ、船長が、尾道市向島の島影^{むかいしま}の上方に大型船のマスト等を認め、大型船が向島西方沖を北上して、造船所に向かうものと思った。</p> <p>船長は、運航スケジュールを考慮し、ふだんより向島に接近して大型船と左舷対左舷で航過しようと思い、尾道糸崎港尾道水道東第3号灯浮標（以下「本件灯浮標」という。）の西方1,000m付近で右転し、本件灯浮標に向けて針路をとった。</p> <p>船長は、ふだん尾道水道の中央付近を航行していたので、向島近くの水深を正確に把握していなかったが、本件灯浮標に向かう進路上で乗り揚げることはないと思っていた。</p> <p>本船は、減速しながら本件灯浮標に向かい、船長が、本件灯浮標の西北西200m付近で、向島に接近し過ぎたと思い左舵を取ったものの本船が動かず、浅所に乗り揚げたことを知った。</p>

	<p>船長は、本事故の発生をA社に報告した後、海上保安庁に通報した。</p> <p>本船は、タグボートにより浅所から引き出された後、自力で航行して常石港に入港した。</p> <p>本船の喫水は、船首が約1.2m、船尾が約2.7mであった。</p> <p>本事故時、潮流はなかった。</p> <p>A社は、船長に対して、運航スケジュールを厳守する等の指導は行っていなかった。</p> <p>船長は、令和5年2月にA社に入社し、操船訓練等を行った後、同年7月からA社所有の船舶に船長として乗船するようになった。また、A社に入社する以前、約20年間、旅客船での勤務経験があった。</p> <p>A社は、船員が入社した後、4～5か月程度の操船訓練を行い、A社の他の船長が、単独で安全に操船できると認められた後、船長としてA社所有の船舶に乗船させていた。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
<p>分析</p>	<p>本船は、尾道水道を東進中、船長が、ふだんより向島に接近して大型船と左舷対左舷で航過しようとして、本件灯浮標に向けて針路をとったことから、浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、運航スケジュールから遅れないように運航しようと思ったことから、大型船と左舷対左舷で航過しようとしたものと考えられる。</p> <p>船長は、ふだん尾道水道の中央付近を航行しており、向島近くの水深を正確に把握していなかったが、本件灯浮標に向かう進路で乗り揚げることはないと思ったことから、本件灯浮標に向かう針路で航行したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、尾道水道を東進中、船長が、ふだんより向島に接近して大型船と左舷対左舷で航過しようとして、本件灯浮標に向けて針路をとったため、浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>A社は、本事故後、次の再発防止策を検討し、A社の船長に以下を遵守するよう文書で指導した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、尾道水道で大型船と行き会う場合、大型船の運航の妨げとならないように、自船の位置を維持して停船状態で待機すること。 ・ 運航管理者は、事前に船長へ大型船航行の情報を提供しておくこと。 ・ 船長は、潮汐情報を調べ、潮流及び潮汐が運航に与える影響を認識しておくこと。 <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、航行する可能性がある海域の水深等を事前に調査してお

くこと。また、水深等を正確に把握していない海域を航行しないこと。

付図1 事故発生経過概略図

